

< 路線価図等の正誤表の掲載について > （福岡国税局からのお願い）

国税庁ホームページに公表している、次の資料に誤りがあったことが判明し、令和6年8月8日（木）に正誤表を掲載しました。

誤った宅地造成費の金額表を利用していると考えられる納税者の方には、今後、税務署から個別に連絡を差し上げることとしていますが、税理士の皆様におかれましても、お手元に保管されている相続税・贈与税の申告書の写しなどから誤った資料を利用されているものを把握された場合には、税務署にお申し出いただきますようお願いいたします。

なお、国税庁ホームページで宅地造成費の金額表及び路線価図を確認される際には、お手数をおかけしますが、同ページにあります、「路線価図等の正誤表」を併せて確認していただきますようお願いいたします。

（ 誤り箇所 ）

- 1 令和元年分 宅地造成費の金額表（高松国税局）
- 2 令和6年分 宅地造成費の金額表（関東信越国税局）
- 3 令和6年分 宅地造成費の金額表（大阪国税局）
- 4 令和6年分 財産評価基準書（大阪国税局：滋賀県野州市）
- 5 令和6年分 財産評価基準書（福岡国税局：北九州市八幡西区）

（ 正誤表の掲載箇所 ）

[路線価図等の正誤表 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/line-values-table)